

奈良県告示第三百十三号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律  
第百九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

平成三十年十二月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

事業名	確定年月日	地区名	事業年度	完了年月日
ため池整備事業	平成二十五年八 月二十一日	暮ヶ谷池地区	平成二十五年度 から平成二十九 年度まで	平成三十年 三月三十一 日